

令和 8 年度第 10 回（令和 8 年 8 月 19 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：産業部商工課〔内線 3526〕

1 件名

2026 石巻市地域商品券の再販売について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では市民の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する生活者への支援として、割増し地域商品券を 6 月 15 日から 8 月 31 日まで販売中である。石巻市内の全世帯に 2 冊ずつ行きわたるように商品券の引換券を各世帯に郵送し販売したところ、販売予定数 120,000 冊（1 冊＝1,000 円券×10 枚）に対し、令和 8 年 7 月 25 日時点での販売数は約 93,000 冊であった（残数約 27,000 冊）。販売期間はまだ 1 か月程度猶予があるものの、これまでの地域商品券事業の状況から一部売れ残りが出るものと推測される。

【目的】

石巻市地域商品券の売れ残り分を再販売することにより、引き続き地域経済の活性化と物価高騰に直面する生活者支援を図る。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令： ☒有 □無】**

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱

【総合計画の位置付け： □有 ☒無】**【個別計画の位置付け： □有 ☒無】****4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 8 年 6 月 販売開始

7 月 関係機関協議

5 主な内容

- | | | |
|----|-------|---|
| 1 | 概 要 | 当初の販売予定数量 120,000 冊のうち売れ残った部数について、公募による再販売を行う。（1 冊額面 10,000 円の商品券を 4,000 円で販売） |
| 2 | 公募期間 | 令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 15 日まで ※当日消印有効 |
| 3 | 販売期間 | 令和 8 年 10 月 15 日から令和 8 年 10 月 30 日まで |
| 4 | 使用期限 | 令和 8 年 11 月 30 日まで |
| 5 | 周知方法 | 地元メディア（石巻かほく・石巻日日新聞、ラジオ石巻）に広告等を掲載 |
| 6 | 販売冊数 | 令和 8 年 8 月 31 日時点の残数（残数全てを再販売の対象とする。） |
| 7 | 応募資格 | 購入日時点（令和 8 年 10 月 15 日から令和 8 年 10 月 30 日まで）で石巻市内に住
所を有する者
※応募はがき 1 枚につき 1 冊まで購入希望可能とする。（複数応募不可） |
| 8 | 応募方法 | 購入希望者は「専用応募用紙」（往復はがき）により石巻商工会議所へ申し込む。
※「専用応募用紙」は郵便局備付（市内 26 郵便局） |
| 9 | 引 換 券 | 応募締切り後、往復はがき（返信用）を引換券として発送する。
※応募多数の場合は抽選とする。 |
| 10 | 販 売 | 引換券 1 枚につき 1 冊まで販売する。
※ 26 郵便局で販売する。 |

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

商品券の販売により地域経済の活性化と、物価高騰に直面する生活者支援が図られる。

【市財政への負担】

委託料 現計予算内で対応

（財源）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 10/10）

7 他の自治体の政策との比較検討

【商品券を販売】

塩竈市

10割増し商品券の販売期間終了後、追加販売を実施（令和8年5月中に販売完了）

【商品券を配布】

東松島市、栗原市、富谷市

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年 9月 石巻市地域商品券事業実施要綱の一部改正（施行予定年月日：令和8年9月1日）
地元メディア、市ホームページ等により周知
購入申し込み受付開始

9 その他